

## 「やまぐち幕末ISHIN祭」公式ロゴ及びキャラクターデザイン使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、やまぐち幕末ISHIN祭プロジェクト推進委員会（以下「委員会」という。）が権利を保有する「やまぐち幕末ISHIN祭」公式ロゴデザイン「やまぐち幕末ISHIN祭」並びに、「やまぐち幕末ISHIN祭～第1章～」（以下「ロゴデザイン」という。）及びキャラクター「松陰先生の妹 文ちゃん」（以下「キャラクター」という。）並びにキャラクター「幕末の志士たち」（以下「サブキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用承認の申請等)

第2条 ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターを使用する者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出（様式第2号）のみとし、この限りでない。

- (1) 山口県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 上記のほか、委員長が適当と認めたとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請及び届出を省略することができるものとする。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
- (3) 上記のほか、委員長が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第3条 委員長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用を承認するものとする。この場合において、委員長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターを正しい使用方法に従って

使用しないとき。

- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) そのほか、委員長が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、使用(変更)承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

### (使用許可期間)

第4条 ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から平成28年3月31日までとする。ただし、使用形態等により委員会がそれ以前の使用期限を付する場合がある。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、委員長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) 原則として、キャラクターを使用する物品等には「松陰先生の妹 文ちゃん」との表記を付すること。
- (5) 原則として、サブキャラクターを使用する物品等には、ロゴデザイン及びキャラクター、又はキャラクターを併せて使用することとし、サブキャラクターごとに氏名の表記を付すること。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書（様式第4号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用(変更)承認書（様式第3号）をもって行う。
- 3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(使用状況の報告等)

第8条 委員長は、第2条第1項ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用状況について報告を求めることができる。

- 2 委員長は、ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用の承認を受けた者に対し、使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第9条 委員長は、ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用が要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書（様式第5号）をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、委員長はその責めを負わない。

- 2 ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用承認を受けた者が、ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、委員長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザイン及びキャラクター並びにサブキャラクターの取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月17日より施行する。

この要領は、平成27年5月11日より施行する。